

議案第 200 号

川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について

川崎市民プラザの指定管理者の指定期間（令和元年 12 月 12 日議決、令和 6 年 12 月 13 日変更議決）を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

1 川崎市民プラザの指定管理者の指定について（令和元年11月25日提出・令和元年12月12日議決）

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市民プラザ 川崎市高津区新作1丁目19番1号	東京都千代田区麹町5丁目1番地	川崎みらい創造グループ 代表者 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子 構成員 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 落合 昭 構成員 株式会社東急コミュニケーションズ 代表取締役社長 雜賀 克英	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

2 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について（令和6年11月26日提出・令和6年12月13日議決）

現行の指定期間「令和2年4月1日から令和7年3月31日まで」を
「令和2年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

3 指定管理者の指定期間変更の理由

川崎市民プラザについては、老朽化した設備等の存在や耐震性の不足など、各課題への対応等を総合的に判断した結果、耐震補強工事等を実施せず、令和8年度末を目途に現施設の利用を終了することとしており、限られた期間の中で、市民サービスの安定的・継続的な提供や効率的・効果的な施設運営を行う必要があることから、現行の指定期間を再度1年間延長するものである。